

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案の概要

制定の背景

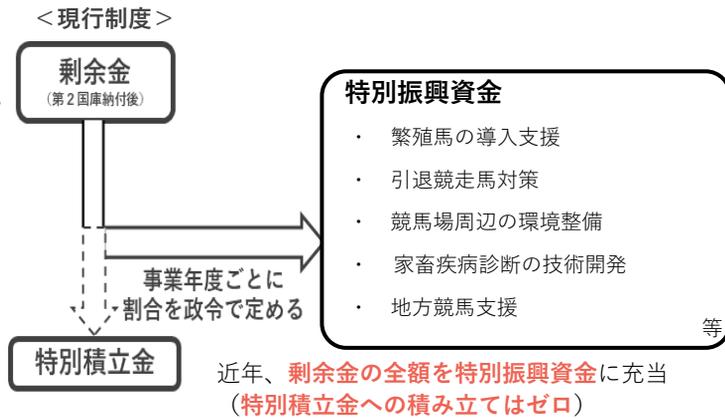
- 現在、日本中央競馬会の特別積立金は剰余金から積み立てられていないが、一般の特別積立金の国庫納付の特例措置に伴い、**今後は剰余金から特別積立金に積み立てる**必要があり、**経営判断を踏まえて弾力的に対応**できるようにする必要
- 併せて、**社会経済情勢の変化**を踏まえ、**日本中央競馬会の体制の在り方**を見直す必要

法律案の概要

1. 剰余金の配分額の決定方法の見直し（第29条第1項及び第29条の2第3項関係）

剰余金の配分額について、**毎事業年度に政令で定める割合に基づき決定**する仕組みから、**事業計画に基づき弾力的に決定**する仕組みに変更

※事業計画は、引き続き農林水産大臣が認可



2. 日本中央競馬会が保有する施設・設備の外部利用の促進（第19条第5項関係）

競馬会が保有する施設・設備について、**地域住民等の利便性の向上**等に資するよう、所要の規定を整備

中央競馬の施設・設備の例



大型ビジョン (パブリックビューイングに活用) 屋内ホール (商品発表会や講演会等に活用)

3. 日本中央競馬会関係者の役員登用の柔軟化（第13条関係）

日本中央競馬会の**役員**の外部登用の円滑化を図るため、**関係企業の役員等に係る規制**（辞職から1年後でないとは日本中央競馬会の役員への就任は不可）を**廃止**

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、3.については、公布の日